

特定小型原動機付自転車について

令和 5 年 7 月 1 日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行され、一定の基準に該当する電動キックボード等について、「特定小型原動機付自転車」の車両区分が創設されました。

税率は年額 2,000 円となり、令和 6 年度から課税されます。

特定小型原動機付自転車の要件

「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の要件全てに該当するものをいいます。

定格出力	0.60 キロワット以下
長さ	1.9 メートル以下
幅	0.6 メートル以下
最高速度	20 キロメートル毎時以下

※上記の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車には該当しません。

標識（ナンバープレート）の交付について

原動機付自転車と同様の扱いとなりますが、販売証明書・廃車証明書等から特定小型原動機付自転車と判断できない場合は、要件を満たしていることが確認できる書類が必要です。

※特定小型原動機付自転車の要件を満たしていることが確認できる書類の具体例

- 型式認定番号標（緑色）
- 性能等確認実施機関による性能等確認済シール
- 特定小型原動機付自転車の要件を確認できるパンフレットやカタログ

また、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の所定の欄に「長さ・幅・最高速度」の記入が必要となります。

その他

1. 公道を走行するには保安基準に適合している必要があります。ナンバープレートは、市が軽自動車税（種別割）の課税を行うためのものであり、公道の走行を許可するものではありません。保安基準については、国土交通省ホームページをご確認ください。
2. 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについては、警視庁ホームページをご確認ください。
3. 一般の原動機付自転車と同様に、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（いわゆる自賠責保険（共済））への加入が義務付けられています。詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。